

副本

平成28年(ワ)第3825号 安保法制違憲差止請求・国家賠償請求事件
原 告 中西新太郎ほか253名
被 告 国

答 弁 書

平成29年1月26日

横浜地方裁判所第4民事部合議A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

部	付	若	林	美 賀 子
部	付	田	辺	昌 紀
部	付	佐	藤	正 利
上席訟務官		久	保 寺	勝
訟務官		飯	出	元 夫
訟務官		高	橋	守 樹
訟務官		宮	尾	昌
訟務官		塩	川	拓
訟務官		下	屋	和 孝



〒231-8411 横浜市中区北仲通五丁目57番地

横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局訟務部門（送達場所 北村宛て）

(電話 045-641-7934)

(FAX 045-224-4759)

上席訟務官 佐藤

武



上席訟務官 高野

剛



訟務官 平野好史

代



訟務官 北村朋代

弘



訟務官 小田隆宏

宏



法務事務官 出口正宏

弥



法務事務官 須藤申弥

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 黒木康介



内閣事務官 小宮崇史

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員 佐藤伸樹



防衛部員 浅沼猛司



防衛部員 井上真里由



防衛部員 加藤浩一



防衛部員 早川由士

防衛事務官 片桐一士

防衛事務官 牧野浩士

防衛事務官	小倉	淳
防衛事務官	松野	光
防衛事務官	蓮見	澄
防衛事務官	楠幸	太



防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員	飯島	秀俊
防衛部員	松尾	友彦
防衛部員	林太	太郎
防衛部員	森芳	光昭
防衛部員	若賢	昭子
防衛事務官	篠木	智香
防衛事務官	奥平	聰子
防衛事務官	豊馬	徳玄



防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員	佐々木	智則
防衛部員	山西	倫嘉
防衛部員	末長	明高
防衛部員	安井	一公
防衛事務官	筒井	潤井



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項の各訴えをいずれも却下する
- 2 請求の趣旨第2項の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- 4 請求の趣旨第2項につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項について）

1 はじめに

訴状別紙原告目録記載の原告番号1ないし15は、請求の趣旨第1項(1)ないし(4)において、①自衛隊法76条1項2号に基づく自衛隊の防衛出動の命令（以下「防衛出動命令」という。）、②重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。以下、「重要影響事態安全確保法」といい、同改正前の法律を指す場合は、特に「周辺事態安全確保法」という。）6条1項に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施及び同条2項に基づく後方支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令（以下、併せて「後方支援活動としての物品の提供等」という。）、③国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」という。）7条1項に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施及び同条2項に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令（以下、併せて「協力支援活動としての物品の提供等」という。また、

後方支援活動としての物品の提供等と併せて、以下「後方支援活動等としての物品の提供等」という。) 並びに④国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）3条5号ト若しくはラに掲げる国際平和協力業務又は同号トに類するものとして同号ナで政令で定めるとされる国際平和協力業務（以下、これらの国際平和協力業務を総称して「本件国際平和協力業務」といい、本件国際平和協力業務と防衛出動命令、後方支援活動等としての物品の提供等と併せて、以下「本件命令等」という。）につき、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権に基づく私法上の妨害排除請求権として、差止請求権が認められるべきであるとして、それぞれ差止めを求めている（以下、これらの請求を総称して「本件各差止請求」といい、本件各差止請求に係る訴えを総称して「本件各差止めの訴え」という。訴状第5の2・58、59ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件各差止請求については、民事訴訟手続によることができないものであるから、不適法であることが明らかである。

2 民事訴訟手続による本件各差止めの訴えが不適法であること

(1) 本件各差止請求の各対象についてみると、請求の趣旨第1項(1)に係る防衛出動命令は、内閣総理大臣が、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に際して、「我が国を防衛するため必要があると認める場合」に、「自衛隊の全部又は一部の出動を命ずること」（自衛隊法76条1項2号）と規定されているとおり、飽くまで内閣総理大臣の自衛隊に対する命令である。

また、請求の趣旨第1項(2)及び(3)に係る訴えについてみると、重要影響事態安全確保法6条1項に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施及び国際平和支援法7条1項に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施は、いずれも、防衛大臣又はその委任を受け

た者が、基本計画（重要影響事態安全確保法4条、国際平和支援法4条）に基づき、後方支援活動又は協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施するものであり、また、重要影響事態安全確保法6条2項に基づく後方支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令及び国際平和支援法7条2項に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令は、いずれも、防衛大臣が、後方支援活動又は協力支援活動として、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関）にその実施を命ずるものである。

さらに、請求の趣旨第1項(4)に係る訴えについてみると、本件国際平和協力業務は、国際平和協力本部長である内閣総理大臣の要請に基づき、防衛大臣が、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に実施させるものである（国際平和協力法5条1項、9条4項）。

(2) 以上のとおり、本件命令等及びそれに係る各事実行為は、いずれも、内閣総理大臣、防衛大臣又はその委任を受けた者の職務の一つであって、私法上の行為ではなく行政権の行使そのものであるから、本件各差止請求は、必然的に、内閣総理大臣、防衛大臣又はその委任を受けた者の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである（なお、念のために付言すれば、後方支援活動又は協力支援活動として自衛隊に属する物品の提供を行うことのある「防衛大臣（中略）の委任を受けた者」（重要影響事態安全確保法6条1項、国際平和支援法7条1項）とは、防衛省所属の職員を指すものである。すなわち、提供される「自衛隊に属する物品」は、物品管理法の適用を受ける国が所有する動産であり（同法2条1項）、その管理に関する事務は、物品管理法8条1項並びに防衛省所管物品管理取扱規則（平成28年9月15日省訓第55号による改正後のもの）7条及び別表第2に定めるところに従い、防衛省所属の職員に委任されるから、防衛大臣は、後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供を委任する場合、当

該提供に係る物品の管理に関する事務を委任されている者、すなわち防衛省所属の職員に対してこれを委任することとなる。)。

そうすると、このような行政権の行使に対し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であることは確立された判例である（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ、同裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643ページ。）。

したがって、本件各差止請求は、民事訴訟手続においてすることのできない不適法なものである。

3 小括

以上のとおり、本件各差止めの訴えは、いずれも不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否（ページ数は訴状のページ数である。）

1 「第1 本件訴訟の概要と意義」について（10ないし12ページ）

(1) 「1 新安保法制法の制定とその憲法違反、立憲主義違反」について（10, 11ページ）

ア 第1段落について

(ア) 第1文について

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び国際平和支援法が賛成多数で可決成立し、平成28年3月29日施行されたことは認める（以下、平和安全法制整備法と国際平和支援法を併せて「平和安全法制関連2法」という。）。

(イ) 第2文及び第3文について

認める。

イ 第2段落について

「新安保法制法」とあるのを平和安全法制関連2法と解した上で、いわゆる平和安全法制により、存立危機事態への対処が可能となったこと、重要影響事態安全確保法における後方支援活動及び国際平和支援法における協力支援活動において、弾薬の提供が可能となったこと、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法において、自衛隊の部隊等が行う「後方支援活動」や「協力支援活動」等が「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。）が行われている現場」では実施しないものとされていること並びに国際平和協力法において、本件国際平和協力業務及びその実施に伴う自衛官の武器の使用に係る規定が定められたことは認める（以下、「新安保法制法」とあるのは平和安全法制関連2法と解した上で認否する。）。

その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

ウ 第3段落について

憲法9条が戦争の放棄、戦力の保持の禁止及び交戦権の否認を規定していること、憲法99条が憲法尊重擁護義務を定めていることは認め、その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

エ 第4段落について

平和安全法制関連2法に係る法律案に対して反対の意見が表明されたこと、参議院に設置された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の平成27年9月17日の議事録に同委員会で地方公聴会の報告がされたことや総括質疑が行われたことの記載がないこと、同議事録に「議場騒然、聴取不能」との記載があることは認め、その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

(2) 「2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義」について（11, 12ページ）

ア 第1段落ないし第3段落及び第5段落について

原告らに国家賠償法（以下「国賠法」という。）上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

イ 第4段落について

前記第2のとおり、本件各差止めの訴えは不適法であり却下されるべきものであるから、認否の要を認めない。

2 「第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動・協力支援活動の実施及び国連平和維持活動における『安全確保業務』『駆け付け警護』等の違憲性」について（12ないし28ページ）

(1) 「1 新安保法制法の制定」について（12ないし14ページ）

ア 「(1)」について（12, 13ページ）

「26・7閣議決定」の引用中、「国民の命と暮らしを」（13ページ7行目）とあるのを「国民の命と平和な暮らしを」と、「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。」（同ページ19, 20行目）とあるのを「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用を認め、また、領域国政府の同意に基づく邦人救出のための武器使用を認める。」と、それぞれ訂正した上で、認める。

イ 「(2)」について（13, 14ページ）

(ア) 第1段落について

「『日米協力のための指針』（新ガイドライン）」（13ページ下から2行目）とあるのを「『日米防衛協力のための指針』（新ガイドライン）」と、「10件の法律を改正する平和安全法制整備法案」（14ページ2行目）とあるのを「10件の法律を改正することを主な内容とする平和安

全法制整備法案」とそれぞれ訂正した上で、認める。

(1) 第2段落について

平和安全法制整備法により改正された重要影響事態安全確保法において、政府が後方支援活動等の必要な措置を実施することができる事態を、改正前の「周辺事態」から「重要影響事態」としたこと、周辺事態安全確保法の別表第1備考欄に、後方地域支援として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」、自衛隊による「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と定められていたところを、重要影響事態安全確保法の別表第1備考欄では、後方支援活動として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」として、「（弾薬を含む。）」との文言を削除し、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との文言も削除したこと、国際平和支援法において、国際社会の平和及び安全の確保に資するため、我が国が「国際平和共同対処事態」における協力支援活動等を行うことが新たに定められたことは認める。「法案の内容」が「26・7閣議決定」を「超えた部分もあり」とする部分については、具体的な内容が不明であるので認否の限りでない。

ウ 「(3)」について（14ページ）

認める。

(2) 「2 集団的自衛権の行使が違憲であること」について（14ないし18ページ）

ア 「(1) 集団的自衛権の行使容認」について（14, 15ページ）

(ア) 第1段落について

平和安全法制整備法において自衛隊法及び「武力攻撃事態等における

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。ただし、題名は、平成27年法律第76号により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改められた。以下「事態対処法」という。）の一部が改正されたこと、上記改正後の事態対処法において、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項が定められたことは認める。

(イ) 第2段落について

認める。

イ 「(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」について（15、16ページ）

昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」において、

(一) まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第一三条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする』旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうでない解されない。」とし、

(二) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、

自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示し、

(三) その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」として、(一) 及び (二) の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられていることは認める。

また、政府が、憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解しており、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらないと解していること、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認」について

て（16ページ）

平成26年7月1日に「26・7閣議決定」がされたこと、同閣議決定において、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。」との考え方を示したこと、上記閣議決定を踏まえ、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法76条1項、88条及び改正後の事態対処法2条2号、4号、3条3項、4項、9条2項1号口において、「防衛出動」等の規定が定められていることは認め、これらの規定につき、「集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。」とする部分は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。

エ 「(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性」について（16ないし18ページ）

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(3) 「3 後方支援活動等の実施が違憲であること」について（18ないし22ページ）

ア 「(1) 後方支援活動等の拡大」について（18、19ページ）

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法の題名（「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）が「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に変更されたこと、周辺事態安全確保法における「周辺事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、重要影響事態安全確保法における「重要影響事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、「我が国周辺の地域における」という文言が削除されていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動の対象が、重要影響事態に対処し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織とされていること、重要影響事態安全確保法においては、政府は、重要影響事態に際して、国会の承認の下に、後方支援活動、捜索救助活動、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号。なお、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するための必要な措置を実施することができるとされていること、国際平和支援法において、「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」とされていること、政府は、国際平和共同対処事態に対処して、所定の要件及び国会の事前の承認の下に、協力支援活動、捜索救助活動及び船舶檢

査活動を実施することができるとされていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供並びに自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」並びに「訓練業務」とされ、国際平和支援法における協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」、「訓練業務」並びに「建設」とされていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「自衛隊に属する物品提供及び自衛隊による役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認める。

イ 「(2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題」について（19ないし21ページ）

(ア) 第1段落及び第2段落について

事実に関する主張でなく、認否の限りでない。

(イ) 第3段落ないし第8段落について

名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）に原告らが引用する判示部分が存在すること、周辺事態安全確保法において「後方地域」とは、「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及

びその上空の範囲をいう。」とされていたこと、同法の別表第1の備考欄に、後方地域支援として行う自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」とされ、自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供には、「戦闘作戦活動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」とされていたこと、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年法律第113号）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。（中略））及びその上空」、「二 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）」とされていたこと、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあっては、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う

機関の同意によることができる。)」、「二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。（中略））及びその上空」とされていたことは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 後方支援活動等の違憲性」について（21, 22ページ）

重要影響事態安全確保法が「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」、国際平和支援法が「協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第8条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」とそれぞれ規定していること、「26・7閣議決定」において、「政府としては、いわゆる『武力の行使と一体化』論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実体験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の『後方地域』あるいはいわゆる『非戦闘地域』といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みでなく、他国が『現に戦闘行為を行っている現場』ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の『武力の行使と一体化』するものではないという認識を基本とした以下の考え方方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めるものとする。（ア）我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。（イ）仮に、

状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が『現に戦闘行為を行っている現場』となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。」ことが定められていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認め、自衛隊の後方支援活動等が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連ないので、認否の要を認めない。

(4) 「4 国連平和維持活動協力法による『安全確保業務』や『駆け付け警護』等が違憲であること」について（22ないし27ページ）

ア 「(1) 改正された国連平和維持活動協力法の内容」について（22ないし24ページ）

(ア) 「ア」について

平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法により、国際連合の統括の下に行われる国際連合平和維持活動以外に、国際連携平和安全活動が規定され、自衛隊の部隊等が、国際連携平和安全活動において、いわゆる安全確保業務や駆け付け警護業務等を含む国際平和協力業務（同法3条5号）を行うことが可能とされたこと、同法26条1項及び2項において、いわゆる安全確保業務や駆け付け警護業務に当たっての武器使用が認められたことは認める。

その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(イ) 「イ」について

a 第1段落について

平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法においては、いわゆる安全確保業務や駆け付け警護業務が認められていなかつたことは認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

b 第2段落について

認める。

(ウ) 「ウ」について

平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法において、国際平和協力業務に従事する自衛官が武器を使用できる場合について、「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」と規定されていたこと（上記改正前の同法24条3項）、平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、「第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官」が、「その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に武器使用が可能とされたこと（上記改正後の同法26条1項）、及び「第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官」が、「その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に武器使用が可能とされたこと（同条2項）は認める。

(I) 「エ」について

平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、「第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官」が、「その宿営する宿営地（括弧内省略）であって当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったとき」に「当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して」武器を使用することが可能とされたことは認め（同法25条7項），その余は，原告らの意見ないし評価にわたるものであり，争点とも関連しないので，認否の要を認めない。

イ 「(2) 国連平和維持活動協力法の違憲性」について（24ないし27ページ）

(ア) 「ア」について

平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法においては，いわゆる安全確保業務や駆け付け警護業務が認められていなかったことは認め，その余は，原告らの意見ないし評価にわたるものであり，争点とも関連しないので，認否の要を認めない。

(イ) 「イ」について

平成3年9月27日付けの「武器の使用と武力の行使の関係について」において，「憲法第9条第1項の『武力の行使』は，『武器の使用』を含む実力の行使に係る概念であるが，『武器の使用』がすべて同項の禁止する『武力の行使』に当たるとはいえない。例えば，自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは，いわば自己保存のための自然的権利というべきものであるから，そのために必要な最小限の『武器の使用』は，憲法第9条第1項で禁止された『武

力の行使』には当たらない。」との政府見解が示されたこと、平成8年5月7日の参議院内閣委員会において、内閣法制局第一部長が、「自己保存の自然的権利とは言えないような、任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況によりまして国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになりますし、このような武器の使用は憲法九条で禁止された武力の行使に当たるという疑いを否定することができない」と答弁していることは認める。

(ウ) 「ウ」について

平成27年8月25日の参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」において、内閣総理大臣が、「今般のPKO改正法においては、参加五原則が満たされており、かつ派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意が我が国の業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを要件として駆け付け警護を行うことができる」としたわけでございます。このような要件を前提とすれば、国家又は国家に準ずる組織は全て自衛隊の受け入れに同意をしているわけであります。国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこないことは明らかでございまして、また、仮に当該同意が安定的に維持されると認められなくなった場合には、当該業務を中断の上、終了することとなるわけでございます。このように、自衛隊が憲法の禁ずる武力の行使を行うことはなく、駆け付け警護の実施が憲法第九条との関係で問題となることはないわけであります。」と答弁していることは認める。

(イ) 「エ」について

原告らの意見ないし評価にわたるものであり、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(オ) 「オ」について

国際平和協力法が平成4年に制定されたことは認め、その余は、原告

らの意見ないし評価にわたるものであり、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(カ) 「力」及び「キ」について

原告らの意見ないし評価にわたるものであり、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(5) 「5 立憲主義の否定」について（27, 28ページ）

日本国憲法が、前文において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めていること、97条において、基本的人権の不可侵性を規定していること、98条1項において、憲法の最高法規性を規定していること、99条において、国務大臣、国会議員等に憲法尊重擁護義務を課していること、また、政府が、「26・7閣議決定」において、憲法9条の下で許容される自衛の措置についての考え方を示し、平和安全法制整備法においてその内容等が定められたことは認め、その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

3 「第3 集団的自衛権の行使等による権利の侵害」について（28ないし40ページ）

(1) 「1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況」及び「2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」について（28ないし32ページ）

平和安全法制整備法により改正された自衛隊法76条1項2号に基づく防衛出動、重要影響事態安全確保法6条1項又は2項に基づく自衛隊による後方支援活動、国際平和支援法7条1項又は2項に基づく自衛隊による協力支援活動及び平和安全法制整備法により改正された国際平和協力法3条5号ト、ナ又はラに基づく各国際平和協力業務が憲法9条に違反するとの主張は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

その余は、いずれも原告らの国賠法上保護された権利又は法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない。

(2) 「3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権」及び「4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害」について（32ないし40ページ）

否認ないし争う。

後記第5のとおり、原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

4 「第4 原告らの権利侵害」について（41ないし57ページ）

否認ないし争う。

後記第5のとおり、原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

5 「第5 差止請求」について（57ないし64ページ）

前記第2のとおり、本件各差止めの訴えは不適法であり却下されるべきものであるから、認否の要を認めない。

6 「第6 原告らの損害と国家賠償責任」について（64ないし66ページ）

(1) 「1 加害行為」について（64, 65ページ）

ア 第1段落について

内閣が、平成26年7月1日に「26.7閣議決定」を行ったこと、平成27年5月14日に「27.5閣議決定」を行って、同月15日に平和安全法制関連2法に係る法律案を国会に提出し、その可決・成立を求めたことは認める。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

争う。

(2) 「2 原告らの損害」について (65ページ)

争う。

(3) 「3 公務員の故意・過失」及び「4 加害行為と損害との因果関係」について (65, 66ページ)

後記第5のとおり、原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係に係る各主張については、いずれも認否の要を認めない。

(4) 「5 結論」について (66ページ)

争う。

7 「第7 おわりに」について (66, 67ページ)

原告らの主觀、意見であるから、認否の限りでない。

第4 平和安全法制の制定の経緯

1 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した。

2 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。

3 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決し、同日、平和安全法制関連2法が成立した。

4 平和安全法制整備法は、自衛隊法等の一部を改正する法律であり、また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。平和安全法制整備法により改

正された法律は、以下の 10 法律である（なお、このほか、附則により技術的な改正が行われる法律が 10 法律ある。）。

- ① 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）
- ② 国際平和協力法
- ③ 重要影響事態安全確保法
- ④ 船舶検査活動法
- ⑤ 事態対処法
- ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成 16 年法律第 113 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）
- ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成 16 年法律第 116 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成 16 年法律第 117 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）

5 平和安全法制関連 2 法は、平成 27 年 9 月 30 日に公布され、平成 28 年 3 月 29 日に施行された。

第 5 被告の主張

1 はじめに

原告らは、「内閣による前記閣議決定（引用者注：「26・7 閣議決定」及び「27・5 閣議決定」を指すと思われる。）等、国会による新安保法制法の可

決、制定」により、①「原告らの平和のうちに生存する権利」、すなわち「平和的生存権」及び②生命・身体の安全を含む「人格権」がそれぞれ侵害されるとともに、③「憲法改正の手続を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった」ことから「憲法改正・決定権」が侵害されたとして、被告に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている（訴状第1の2・11、12ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らの請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当である。

2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであるこの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為（709条以下）の特別法であることからも明らかである。

この点、判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等）においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア　原告らは、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）を根拠に、平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである（訴状第3の3(2)・33, 34ページ）。

イ　しかしながら、「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ、判例時報1318号3ページ）が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえ」と判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている（小倉顯・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度225ページ）。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものということができる。

そして、同様の判断は、多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確定しているものといえる（札幌高裁昭和51年8月5日判決・行裁例集27巻8号1175ページ、水戸地裁昭和52年2月17日判決・判例時報842号22ページ、東京高裁昭和56年7月7日判決・判例時報1004号3ページ、大阪地裁平成元年11月9日判決・判例時報1336号45ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例時報1336号79ページ、福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85ページ、大阪高裁平成4年7月30日判決・判例時報1434号38ページ、大阪地裁平成7年10月25日判決・判例時報15

76号37ページ、大阪地裁平成8年3月27日判決・判例時報1577号104ページ、東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1579号62ページ、大阪地裁平成8年5月20日判決・判例時報1592号113ページ、東京地裁平成9年3月12日判決・判例時報1619号45ページ、東京高裁平成16年4月22日判決・公刊物未登載（乙第1号証）等）。

ウ 実質的に検討しても、権利には、極めて抽象的、一般的なものから、具体的、個別的なものまで各種、各段階のものがあるが、その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的、個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると、「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであり、このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また、憲法前文第2段は、「全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、「平和的生存権」を規定しているけれども、ここでいう「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり、憲法の理念・基本原理を宣言したものであるという憲法前文の法的性格からしても、憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって、直ちに基本的人権の一つであるということはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ、佐藤幸治編著・要説コメントール日本国憲法27ページ同旨）。

エ この点について、前掲東京高等裁判所昭和56年7月7日判決は、「前

文は、憲法の建前や理念を莊重に表明したものであって、そこに表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき國に対して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であつて、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。（中略）『平和的生存権』をもつて、個々の国民が國に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものであ」と判示している（判例時報1004号25ページ）。

また、前掲東京高等裁判所平成16年4月22日判決（公刊物未登載・乙第1号証）も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中心据えるもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されて

いると解することはできない。」と判示している（同号証14ページ）。

オ 以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(3) 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らは、「日本が他国の戦争の当事者となり、他国に対して武力を行使し、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、（括弧内省略）敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいは国の内外においてテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。そのことによって、原告ら国民・市民は、（中略）人格権の侵害を受けることになる。」などと主張する（訴状第3の4(2)・36ないし38ページ）。

イ しかしながら、上記アの主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

また、原告らの主張が、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であるとすれば、当該主張は、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、（中略）日本に対

する他国等からの武力攻撃やテロ攻撃を招来するものであ」り、「国連平和維持活動で『安全確保業務等』に従事すれば、それが武力衝突に発展し、武力行使へと至る可能性が非常に高いものである」から、「それらが現実化」するに「至らない段階においても、すでに、安保法制法の制定はそれらの具体的危険を生ぜしめているものとして、原告らの平和的生存権を侵害するものである。」との「平和的生存権」に係る原告らの主張（訴状第3の4(1)・35, 36ページ）と同旨のものにほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことは、上記(2)で述べたとおりである。

ウ したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないのは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

原告らは、「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかならない。」とした上で、「新安保法制法は、（中略）憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものである。」から、「原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利」である「憲法改正・決定権」を侵害するものである旨主張する（訴状第1の2・11, 12ページ、第3の4(3)イ及びウ・39, 40ページ）。

しかしながら、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体

的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを觀念することはできない。

このことをおくとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文 자체を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

結局のところ、「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めるに帰するものというほかなく、これが付隨的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

以上のとおり、原告らの主張する「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害と認めることはできない。

3 小括

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

第6 結語

以上のとおり、本件各差止めの訴えは、いずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきであり、また、請求の趣旨第2項の請求は、いずれも主張自体失当であつて理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上